郡山市立守山小学校いじめ防止基本方針

○　いじめ防止対策基本方針策定の法的根拠

　いじめ防止対策推進法第１３条（学校いじめ防止基本方針）

　　「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、

　当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。」

○　いじめの定義

　　　「いじめ」とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童

　　　等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（イン

　　　ターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が

　　　心身の苦痛を感じているものをいう。

１　目　的

　（１）　いじめは人権を侵害する行為であり、人として決して許されない行為であることを児童に認識させ、他者を思いやる気持ちを育てる。

　（２）　「いじめ防止対策委員会」を中心として、いじめの防止及び解消について組織的に取

　　　　り組み、全児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穏に安心して学校生

　　　　活を営むことができるようにする。

２　組織及び役割

　【名　称】　守山小いじめ防止対策委員会

　【構成員】　○　学校基本方針の策定、周知・・・全教職員

　　　　　　　○　日常的な業務・・・教頭、教務主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭

　　　　　　　○　緊急会議・・・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、関係学年主任、担任、

　　　　　　　　　　　　　　　　教育相談担当、養護教諭、ＳＣ・ＳＳＷなどの外部専門家への参加依頼

　【役　割】　○　学校基本方針に基づく取り組みの実施、年間計画の作成、実行、検証、修正

　　　　　　　○　いじめの相談、通報の窓口

　　　　　　　○　いじめの疑いに関する情報の収集、記録、共有化

　　　　　　　○　緊急会議の開催、事実関係の聴取、保護者対応

３　基本方針

　（１）　あらゆる教育活動を通して、誰もが安心して豊かに生活できる学校づくりをめざす。

　（２）　児童が主体的にいじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発

　　　　達段階に応じていじめを防止する取り組みが実践できるよう指導、支援する。

　（３）　いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し

　　　　いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は、早期に解決できるよう保護者や地域、

　　　　関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。

　（４）　いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、い

　　　　じめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

　（５）　相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施

　　　　するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

４　具体的な取り組み

　（１）　いじめの未然防止のための取り組みについて

　　　○　児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い共に成長していく学級づくりを進める。

　　　○　児童の活動や努力を認め、自己肯定感が持てる授業づくりに努める。

　　　○　教育活動全体を通して道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進　　　　し、命の大切さや相手を思いやる心の醸成を図り、いじめに向かわない態度・能力を育成する。

　　　○　情報モラル教育を推進し、ネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネット

　　　　いじめの加害者、被害者にならないように継続的に指導する。

　　　○　家庭において規範意識を養うための指導やいじめ防止に向けた指導、また、いじめを発見した場合に学校等へ通報、相談することなどについての呼びかけを行う。

　（２）　いじめの早期発見のための取り組みについて

　　　○　「学校生活アンケート」を学期ごと（年３回）実施するとともに、日頃の学校生活に

　　　　おける小さなサインを見逃さないように努め、必要に応じ教育相談を行う。

　　　○　教師と児童の温かい人間関係づくりや保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等につ

　　　　いて相談しやすい環境を整える。

　　　○　養護教諭やスクールカウンセラー等を相談窓口とし、いつでも相談に応じることができ

　　　　る体制を整える。

　　　○　いじめ１１０番等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

　　　○　事案対処に関する教職員の資質能力向上を図るための研修を行う。

　（３）　いじめに対する事案対処について

　　　○　いじめの発見、通報を受けたら「いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。

　　　○　被害児童を守り通すという姿勢で対応する。

　　　○　加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

　　　○　教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の

　　　　専門家や市教育委員会、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

　　　○　いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない

　　　　集団づくりを行う。

　　　○　ネット上のいじめへの対応については、必要に応じ警察署や法務局等とも連携して行う。

５　重大事態への対応

　（１）　重大事態が発生した場合は、速やかに市教育委員会に報告し、別表「重大事態フロー

　　　　図」に基づいて対応する。

　（２）　学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ防止対策委員会」を開催し事案

　　　　に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

　（３）　調査結果については、被害児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

＜別表＞

「重大事態フロー図」

|  |
| --- |
| 市教育委員会へ重大事態の発生を報告**市教育委員会が調査の主体を判断**　　学校が調査主体の場合**学校に重大事態の調査組織を設置**　　　　　　　　　　※「いじめ防止対策委員会」が調査の母体となる。　　　　　　　　　　※組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、該当いじめ事案の関　　　　　　　　　　　係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る　　　　　　　　　　　ことにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。**事実関係を明確にするための調査を実施**　　　　　　　　　　※因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。　　　　　　　　　　※事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。**いじめを受けた児童及びその保護者への適切な情報提供**　　　　　　　　　　※関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。　　　　　　　　　　※調査にあたって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の　　　　　　　　　　　児童や保護者に説明をする。**調査結果を市教育委員会に報告**　　　　　　　　　　※希望があれば、いじめを受けた児童又は保護者の所見をまとめた文書も　　　　　　　　　　　調査結果に添付する。**調査結果を踏まえた必要な措置**　　　　　　　　　　※調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取り組みを検討し、実施する。　　　　　　　　　　※再発防止に向けた取り組みの検証を行う。 |

６　その他

　（１）　長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

　（２）　毎月行われる生徒指導委員会でいじめに関する情報交換を行い、情報を共有化する。

７　年間計画

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月 | いじめ防止対策委員会 | 未然防止の取り組み | 早期発見の取り組み | 保護者・地域との連携 |
| ４５６７８９101112１２３ | ○「学校いじめ防止基　本方針」の確認○いじめ防止関連研修　への参加と伝達講習　（通年）○定期・臨時生徒指導　委員会におけるいじ　めに関する情報収集　（通年）○　学校評価アンケー　トの結果を検証し　「基本方針」の見直　し | ○相談室やＳＣの児　童、保護者への周知○学級開き、学年開き○保健指導（心と体の　成長）○情報モラル指導（通　年※各学年の計画に　よる）○全校集会等における　いじめ防止に関する　校長講話（通年）○保健指導「命の大切　さ」（通年※各学年の　計画による）○道徳教育、体験活動　の充実、わかる授業　の充実（通年） | ○いじめ防止相談窓口　の児童、保護者への　周知○健康観察の実施（通　年）○ＳＣによる相談（通　年）○「第1回学校生活ア　ンケート」実施○教育相談週間○「第２回学校生活ア　ンケート」実施○教育相談週間○「第３回学校生活ア　ンケート」実施○教育相談週間 | ○ＰＴＡ総会、学年・　学級懇談会での「学　校いじめ基本方針」　の説明○保護者との教育相談　実施○保護者、児童、教職　員への学校評価アン　ケート実施○学校評価アンケート　の集計、分析、公表、　報告 |